平成２２年（フ）第３８０号
熊本市東野１丁目４番２号
債務者　倭　　八郎
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　迫　　邦夫
4　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１４７１号
横浜市泉区緑園６丁目16番地の９
債務者　藤田　　寛
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　薫男
4　破産債権の届出期間　平成22年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６８号
静岡県浜松市東区天王町359番地の２、前住所静岡県浜松市東区市野町1368番地
債務者　神谷　伸行
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長野　哲久
4　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月７日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１５２５号
横浜市都筑区川和町2198番地17
債務者　友野　藤男
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野竹　秀一
4　破産債権の届出期間　平成22年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９号
岐阜県下呂市少ケ野728番地１　市営住宅愛宕団地Ｂ棟102、前住所岐阜県高山市国府町今375番地
債務者　木下武右衛門
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
4　破産債権の届出期間　平成22年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
沖縄県宜野湾市真栄原２丁目６番43―903号ラフィーネ真栄原
債務者　幸内　一夫
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮國　英達
4　破産債権の届出期間　平成22年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月28日午後１時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第７２６号
広島市安佐北区あさひが丘４丁目４番13号
債務者　力石商会こと　力石　洋吉
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　賢一
4　破産債権の届出期間　平成22年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９号
神戸市東灘区深江本町３丁目７番26―701号
債務者　北浦　靖夫
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三道　政弥
4　破産債権の届出期間　平成22年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１８号
神戸市兵庫区荒田町１丁目17番13―302号
債務者　春木惠美子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白　　承豪
4　破産債権の届出期間　平成22年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月31日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３号
新潟県長岡市幸町１丁目４番17号、前住所新潟県長岡市与板町与板乙1555番地１
債務者　大久保　孝
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　七起
4　破産債権の届出期間　平成22年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
広島県安芸高田市向原町坂152番地19
債務者　田島　清行
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政治
4　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月17日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第２０１号
北海道旭川市末広２条11丁目１番21号、住民票上の住所北海道上川郡上川町南町10番地
債務者　青木　俊治
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　義尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月25日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７４６号
大阪市住之江区北島１丁目５番19―508号
債務者　茶本　光康
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　安徳
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部